

本書は、著者が1985年から2009年にかけて発表した、天平宝字年間の写経・造営関係文書の整理・検討による論文とその延長線上にある論文を、それぞれ焦点にした中心人物により3部に分類し、序章と別篇を排したものである。本書の構成は以下のとおり（サブタイトルは省略）である。

序章 正倉院文書研究の視角と方法

I 安都雄足

- 第一章 造東大寺司主典安都雄足の「私経済」
- 第二章 天平宝字二年造東大寺司写経所の財政運用

II 写経所をめぐる人々

- 第三章 市原王と写経所
- 第四章 正倉院文書に見える「鳥の絵」と「封」
- 付論1 天平宝字年間における経師・装潢・校生の動向
- 第五章 正文に転用された反故文書

III 下道主と上馬養

- 第六章 造石山寺所の帳簿
- 第七章 造石山寺所の帳簿に使用された反故文書
- 付論2 反故にされた万葉仮名文書
- 第八章 奉写御執経所・奉写一切経司関係文書の検討

別篇 日中比較研究と正倉院文書

序章は、各論文の梗概を示すとともに、著者の正倉院文書研究の視角と方法を述べている。また別篇は、著者が正倉院文書全体を見渡した唯一のものとして収載されている。序章を通読すれば、各論文の研究史上の位置づけなどは理解されるが、以下、本論3部の内容を紹介しながら、評者が感じた点を記すことにしたい。なお一書にまとめるにあたり、誤字や図表の工夫以外、論旨等には改編が加えられていない。これは各論文が現時点でも有効性をもつと

の著者の判断にもとづくものであるが、その上で、研究状況を考慮した「付記」が、ほぼ各論文に付されており、著者の真摯な研究態度がうかがえる。

Iは、正倉院文書の研究者にとって著名な安都雄足の「私経済」を抽出した吉田孝の研究に触発されたもので、その再検討を試みている。その結果、雄足の「私経済」とされるものは彼の職務や官司機構に依拠するものであり、過大評価できないと結論づける。

第一章では、吉田が扱った諸帳簿群に逐一検証を加え、その批判を試みている。雄足の「私経済」の拠点とされる勢多の「宅」について、まったくの私的存在ではなく、実は雄足の任務である東塔所などの公的な機能を担ったものであると批判する。また雄足の広範な経済活動について、時の権力者の藤原仲麻呂家とのつながりを想定し、それは律令制の枠を超える私的なものであるとする。第二章では、写経所別当を兼ねた雄足の天平宝字2年の知識『大般若経』の錢運用の実態をあぶり出し、雄足の「私経済」は、官司財政の基礎とはなりえなかったものの、その実務能力や内外にめぐらされた人的関係が官司財政の運営に貢献していたと評価している。

ここで問題になるのは安都雄足の「私経済」の評価であろう。吉田孝はこれを高く評価したのに対して、著者は自律的活動ではないとする。確かに吉田が「私経済」の重要な拠点とした勢多の「宅」は、著者が検証したように、公的な任務を担う場所であったことは首肯しうる。しかし、著者は雄足の広範な経済活動の背景とした藤原仲麻呂家との関係について、律令制の枠を超える私的なものであり、下級官人の経済活動の成否は、上級官人（王臣家）との関係をいかに活用するかが鍵となるとし、それは律令制に依拠する側面とその枠外に依拠する側面の両面があるとしている。場合によっては「私経済」が大きく成長する可能性を持っていたといえよう。また物資の相互融通など官司間財政を補完する存在が、官司機構とは別個に存在した実務を担った下級官人を中心に形成される経済的關係にあるとする。そして、これら「私経済」は官司の財政運用の基礎となりうるほど小さくなく、また自立的でもなかったが、官人の実務能力により形成される経済的諸関

係は官司財政運用の上で不可欠であったと、その意義を述べている。

雄足の「私経済」を正當に評価するには、著者が検証したような事例研究を重ねることと、官司機構における財政運用の実態を明らかにすることが必要であろう。あるいは、その性格を明確にしえないことこそが、当該期の彼らの歴史的意義を示すものであるのかもしれない。

また悉皆的検討の中で、「米雑物等請充并借錢帳」のような単独でその性格が判断できない帳簿に写経事業と有機的なつながりを導き出したことは大きな成果といえ、写経所文書における悉皆的検討の重要性を示している。このような悉皆的検討について、著者は「愚直なもの」と述べているが、著者の研究方法の真骨頂といえよう。

IIは、写経事業を管轄した市原王、実務に従事した案主の佐伯里足、反故文書を正文に転用した紫微中台（坤官官）官人を考察するとともに、天平宝字年間の経師・装潢・校生らの動向を整理したものである。

第三章では、市原王が「長官王」「長官官」と称される事情について、左大舍人頭・玄蕃頭として官中仏事に関与する中、写経所の写経事業を管轄するようになったことがあると指摘している。またこれは写経所所管の金光明寺雑物所が造東大寺司へ、つまり独立官司へと確立する過程での産物であり、官司組織の実態を示すものと評価している。第四章では、帳簿紙背に描かれた「鳥の絵」に注目し、これが佐伯里足の手になるもので、彼が封として使用したことを明らかにし、下級官人による個性の表出が官司運営に反映されていたと評価している。第五章では、紫微中台（坤官官）官人が反故紙を非管下の写経所に対して正文の文書に転用した事例を抽出し、反故紙を用いた異例な伝達方法について論じている。これについて、両官司の官司的系譜などの親和性を見るのではなく、それが通用しうる両官司の親しい間柄の成立、良好な関係性の構築の結果と考え、この関係性構築こそが事業運営に必要なものであったとする。付論1は、天平宝字年間の写経事業における写経従事者の召集、組織の仕組みを検討する前提作業として、経師・装潢・校生の動向を丹念に一覧

にしている。

ここでの成果は、官司組織・官司運営の実情を明らかにしたものとして注目される。まさに当該期の下級官人のリアルな世界を目の当たりにする観がある。律令国家を底辺で支える下級官人の独自性の解明に大きく寄与するものといえよう。ただし、ここで示された下級官人たちの実務能力を背景とした執務状況が、当該期の下級官人すべてに共通するものかは検証が必要であろう。臨機応変な対応を示す官司組織や官司運営の機構上の問題も気になるところである。これらは下級官人個人に帰する問題なのか、当該期の下級官人一般に敷衍できる問題なのか、という点に尽きよう。反故文書の正文にみられる被官関係を伴わない官司間あるいは官人間の緊密な関係が存在するとすれば、官司の秩序を超えた臨機応変な運用が存在したことになるが、ここにおける官司組織・官僚機構とはどのようなものであるのかを検討しなければならないであろう。また実務を担った下級官人に着目すると、官人個人の实務能力を官司組織・官僚機構のなかでどのように評価すべきかも論ずる必要がある。

“実態”が示されれば示されるほど、全体の中でその“実態”をいかに位置づけ、評価するかということの重要性が増すといえよう。

IIIは、写経事業や造営事業の進捗を読み取る史料として重要な諸帳簿群を正面から取り上げ、書式や記帳主体である案主（もしくは領）の判定などを通して、当時の実務処理のあり方を浮かび上がらせようとしたものである。

第六章では、造石山寺所の14点の帳簿を素材に、筆蹟観察を通して、案主の下道主を中心に記帳主体を判定し、諸帳簿群がどのように作成されたかを具体的に示している。そこでは、案主の下道主、上馬養と、本来、記帳主体ではない阿刀乙万呂の筆蹟を確認している。これをもとに阿刀乙万呂が記帳した時期、下道主作成の帳簿が上馬養に委任された時期、下道主復帰後に上馬養と共に記帳した時期がそれぞれあること、現存帳簿以前に別途作成された帳簿が存在し、帳簿の書き換えがあったことなどを明らかにしている。第七章では、第六章の検討結果を踏まえて、反故文書を利用した造石山寺所の9点の帳簿

について、反故文書の利用のされ方を検討し、その入手者を判定している。これをもとに、当時、帳簿作成料紙の慢性的な不足状態があり、それを補うために反故文書を入手することが重要で、その入手経路の確保、それを可能とする官人間の人間関係の確保も必須であって、それらは案主らの力量にかかっていたとする。付論2では、帳簿に利用された反故文書のうち、万葉仮名で記されたものが、通常、帳簿で使用される文書（漢文体）とは異なるものであるとし、これらが案主の手元にあったことは、彼らには仮名文を介する交渉関係が存在したと想定している。具体的な内容にまで言及はないものの、案主など下級官人を取り巻く環境を考える上で興味深いものといえよう。第八章では、内裏系統の写経所関係文書である奉写御経所・奉写一切経司関係文書が造東大寺司の写経所文書とともに伝来した背景を検討したものである。造東大寺司写経所の案主であった上馬養が経巻奉請の業務の記録として継文にして保管したためとする。

ここでは、写経所文書のほとんどを占める諸帳簿群を検討する上で、その理解に関わる重要な研究方法が示されている。そして、記帳主体のあり方、帳簿作成の方式のバリエーションなどを明らかにしえたことは、文字情報では知りえない多くの知見を諸帳簿群から読みとれることを提示している。また反故文書に焦点を当てた諸研究も、正倉院文書の伝来過程を検討する上で、きわめて基礎的で重要な研究であり、正倉院文書の性格をより明確にするものといえる。その上で注意を要すると感じられるのは筆蹟観察の問題である。著者の真摯な研究姿勢からして、筆蹟観察には慎重な態度で臨んだことは想像に難くない。著者自身「いかにその判定結果を客観化し読み手に伝えるか」が問題であると認識している。かなりの労力と工夫を施した提示方法をとっているのも事実である。しかしながら、その基礎となる筆蹟観察に不可欠な筆運・筆勢は原文書でしか観察し得ないのも事実であろう。したがって、正倉院文書マイクロフィルム紙焼写真・『正倉院古文書影印集成』などの写真版からの「敷き写し」のみでは、やはり筆運・筆勢までを明確に示すことは困難なように思われる。また「敷き写し」の文字が類似しても、

筆運によっては異なる文字である可能性もある。さらに紙ベースの論文では画像の十分なサイズを確保することも困難であろう。「敷き写し」の筆蹟の揭示に40頁の紙幅が割かれ、当該論文の3分の1に及んでいる。「表1 帳簿の筆蹟一覧」にも20頁が割かれている。このような努力が払われてはいるものの、読者として、著書を通した追体験では十分ではなく、再度、読者自身が改めて検証しなければならない思いにかられるのではないだろうか。この点、個人の研究には限界があり、機関などの共同研究によるデータベースの構築などが望まれる。

第八章では奉請実務の現場を取り上げ、経巻奉請の具体的状況を示し、造東大寺司の経巻保管施設“経蔵”が正倉院の「北倉代」管下に置かれ、管理実務も「北倉代」によって担われていたとし、「北倉代」が“経蔵”（本倉）から出下した経巻の一時保管場所になっていたと想定している。この点は、“経蔵”（本倉）そのものの経巻管理も当然されていたであろうと思われるので、著者の想定する「北倉代」の管理実務との関係はどうなっていたのか検討する必要がある。また諸帳簿群には種々の経巻管理の帳簿も見出せるので、実際の経巻保管施設と管理実務の実態解明や、造東大寺司、写経所、東大寺など、その相互関係などについても検討する必要があるように感じられた。

以上、本書を通読し、感想めいた点を少しばかり述べてきた。本書は、著者の言のごとく、写経関係文書の分析を通して得られた知見を文書の作成者側にフォーカスし、帳簿の作成主体である案主らの動向を捉えることで、実務を担った下級官人の「現実」が解明されることを雄弁に語っている。天平宝字年間の正倉院文書を検討する上で必読書であることは間違いなく、多くの示唆を与えるものといえる。なお著者も述べているように、別著『写経所文書の基礎的研究』（吉川弘文館、2002年）は本書と密接に関わるものであり、読者には併読をお願いする次第である。

最後になったが、評者の力量不足により、誤読や解釈、批判の誤りを危惧するばかりである。その点、著者にご寛恕いただければ幸いである。（法蔵館、2018年6月刊、A5判、519頁、11000円）